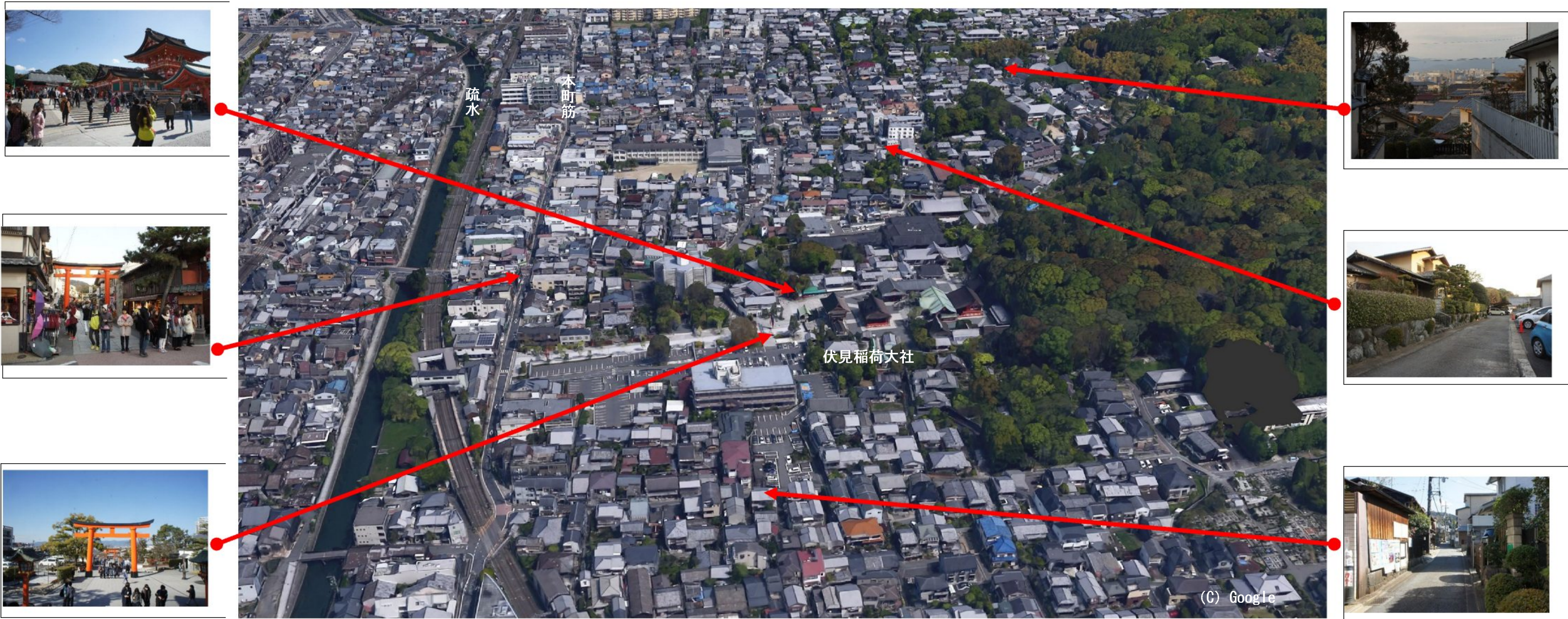


伏見稲荷エリア

■資料構成

(1) 表紙	----- 伏見稲荷－ 1
(2) 航空写真	----- 伏見稲荷－ 2
(3) エリアの概況	----- 伏見稲荷－ 3
(4) 用途地域・高度地区の指定の状況	----- 伏見稲荷－ 4
(5) 景観地区・風致地区の指定の状況	----- 伏見稲荷－ 5
(6) 1 伏見稲荷大社の境内の眺め	----- 伏見稲荷－ 6
(7) 2 伏見稲荷大社の周辺	----- 伏見稲荷－ 7
(8) 3 伏見稲荷大社の周辺 住宅街	----- 伏見稲荷－ 8





■エリアの景観形成の方針（「京都市景観計画（H27年12月）」より）

東山風致地区

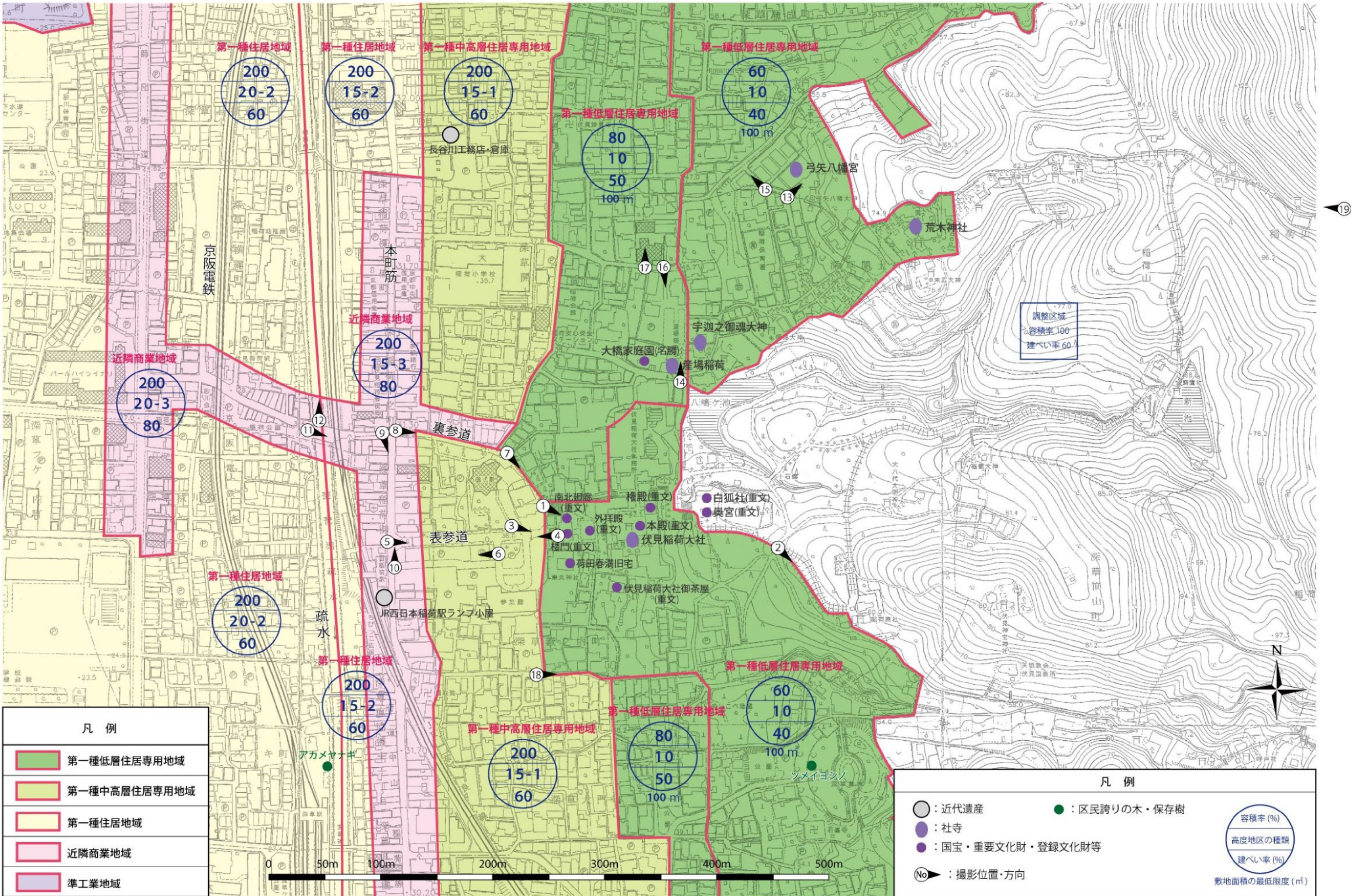
- ・ 泉涌寺より東福寺，稲荷山（伏見稲荷大社）に及ぶ東山山ろく一帯は，起伏に富んだ地形をなし，山ろくの樹木等が四季の移ろいを表す。
- ・ 伏見稲荷大社及びその周辺は，同社境内に沿ってまとまりのある景観が形成されているため，この風致の維持を図る。周辺山ろくの住宅地においては，宅地規模が大きく，日本瓦ぶき和風外観の住宅地がまとまった景観を形成しているため，山地部の緑豊かな自然環境の保全や趣のある住宅地の自然的景観の維持に重点を置く。

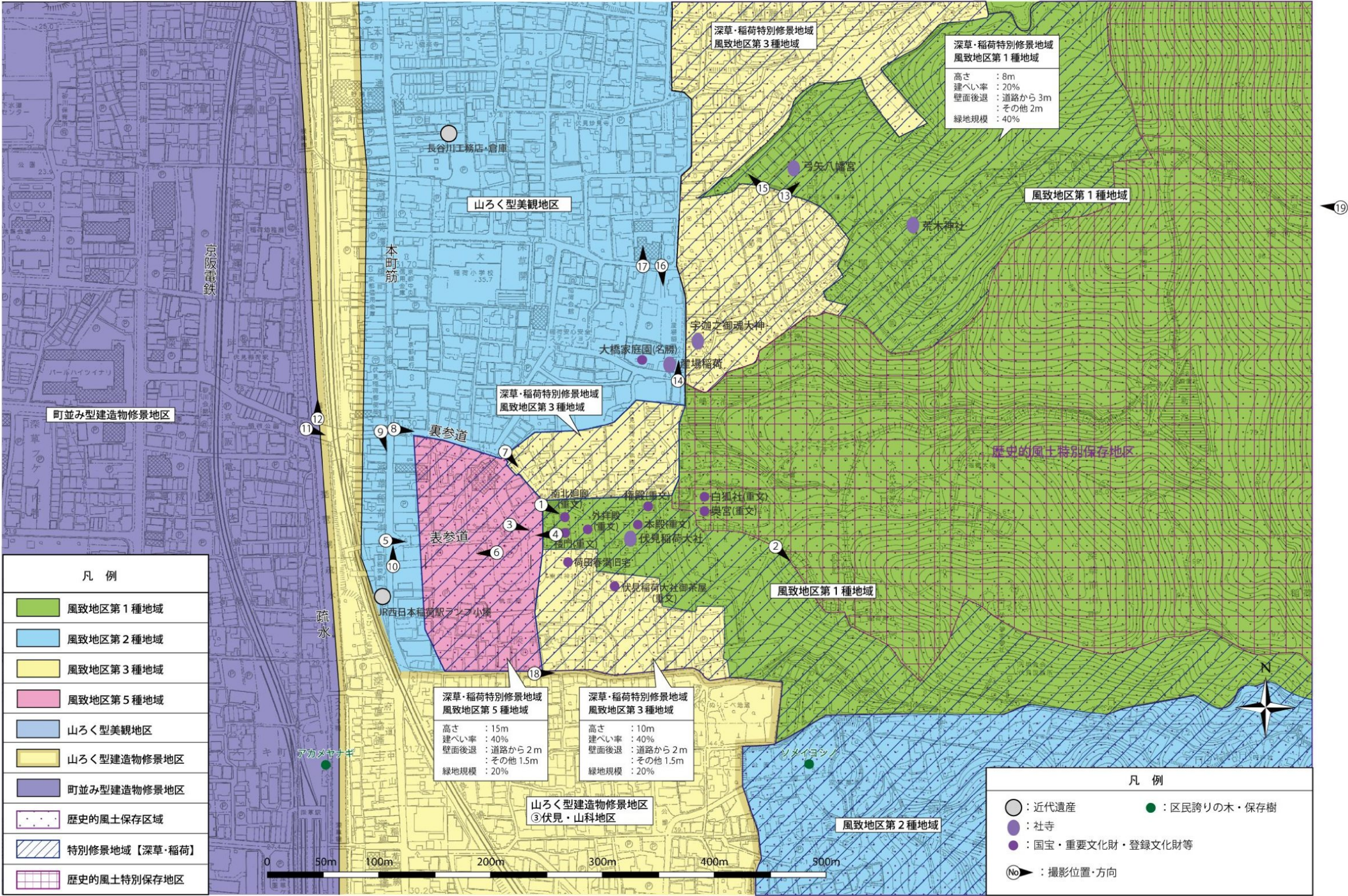
山ろく型美観地区 本町筋・稲荷山周辺

- ・ 伏見稲荷神社の北側に位置する本町筋・稲荷山地域は，主に東山の山ろくに広がる閑静な住宅地と旧街道の趣を残す本町筋から構成される。こうした地域の景観特性の継承を，この地域の景観形成の基本方針とする。特に，東山の山ろくに広がる稲荷山地域は，風致地区に接しているため，自然景観に配慮した和風基調の町並みの景観形成に努める。

山ろく型建造物修景地区 伏見・山科

- ・ 伏見・山科の山ろく部には，世界遺産である醍醐寺があり，その周辺は山ろくの自然景観と歴史的資産とが調和した良好な景観を形成する地域である。また，山々の内縁部には戸建て住宅を中心とした良好な住宅地が広がり，良好な景観を形成するとともに住環境の維持増進が必要である。このため，建築物は，勾配屋根を設けるとともに，壁面の色彩にも自然との調和を旨とする暖色系の自然素材色を用いることにより，まとまりのある町並み景観を形成する。





1 伏見稲荷大社の境内の眺め

【伏見稲荷大社エリア】

① 現状



写真① 伏見稲荷大社
(手前：楼門，奥：本殿)



写真② 千本鳥居



写真③ 楼門と表参道



写真④ 楼門下から見た表参道（西向き）



写真⑤ 本町筋から見た表参道（東向き）



写真⑥ 表参道脇の駐車場（西向き）

② 景観規制など適用制度の概要

＜文化財＞

伏見稲荷大社

国指定重要文化財：伏見稲荷大社本殿，^{ごんでん}権殿，^{おくみや}奥宮，^{びやっこしや}白狐社，^{げはいでん}外拝殿，^{ろうもん}楼門，南北廻廊（2棟）
伏見稲荷大社御茶屋

その他

国指定史跡：^{かだのあずまき}荷田春満旧宅
市登録名勝：大橋家庭園

＜歴史的風土特別保存地区＞ 稲荷山に指定

- ・通常の維持管理行為以外の現状変更を厳しく規制し，行為を行う際はあらかじめ許可が必要となる。
- ・土地利用に著しい支障をきたす場合には，土地所有者はその土地を京都市に買い入れるよう求めることができる。

＜高度地区＞

稲荷山の山ろくの第一種低層住居専用地域には10m，山ろくから本町筋を含み疏水までは15m，疏水以西は20m高度地区に指定。

＜風致地区＞

東山風致地区 深草・稲荷特別修景地域

・主な規制内容

伏見稲荷大社 第1種風致地区

建築物の高さ：8m，建ぺい率：20％，
壁等の後退距離：道路から3m その他2m，緑地の規模：40％

稲荷山山ろくの住宅地 第3種風致地区

建築物の高さ：10m，建ぺい率：40％，
外壁等の後退距離：道路から2m，その他1.5m，緑地の規模：20％

表参道及び裏参道の一部 第5種風致地区

建築物の高さ：15m，建ぺい率：40％，
外壁等の後退距離：道路から2m その他1.5m，緑地の規模：20％

〔共通〕 建築物の形態・意匠：屋根や軒，外壁等について，形状や材料を細かく規定

＜景観地区＞

山ろく型美観地区 稲荷山の山ろく，本町筋に指定

- ・建築物の屋根の形状や軒の出の寸法，屋根材，外壁面の後退，外壁材などについてデザイン基準を定め，自然景観に配慮した和風基調の町並みの景観の形成を図る。

2 伏見稲荷大社の周辺

【伏見稲荷大社エリア】

① 現状



写真⑦ 裏参道（南東向き）



写真⑧ 本町筋から見た裏参道（東向き）
（左側：美観地区，右側：風致地区）



写真⑨ 本町筋（裏参道前）（南向き）



写真⑩ 本町筋（表参道前）（北向き）



写真⑪ 京阪電鉄の駅から参道への道
（東向き）



写真⑫ 疏水（北向き）

② 景観規制など適用制度の概要

<風致地区>

東山風致地区—第5種地域 深草・稲荷特別修景地域 裏参道以南に指定

- ・ 建築物の高さ：15m，建ぺい率：40%，外壁等の後退距離：道路から2m その他1.5m，緑地の規模：20%
- ・ 「山地部の山林を背景とした緑豊かな住環境を保全するため，既存樹木を保存し，建築物は，原則として日本瓦ぶき和風外観であること」とし，形態意匠等の基準の強化及び付加を図っている。

<景観地区>

山ろく型美観地区 裏参道以北に指定

建築物の屋根の形状や軒の出の寸法，屋根材，外壁面の後退，外壁材などについてデザイン基準を定め，自然景観に配慮した和風基調の町並みの景観の形成を図る。

<建造物修景地区>

① 山ろく型建造物修景地区 伏見稲荷大社南側の住宅地に指定

自然景観と調和する町並み景観の形成を図る。

② 町並み型建造物修景地区 疏水以西に指定

- ・ 町並み型は，既存の景観資源を活かしながら地域ごとの景観の向上を目指し，特に，河川や道路等に面した側については，緑豊かな潤いのある町並み景観の形成を図る。
- ・ 高さ10m以下の建築物は届出不要。

[共通]建築物の屋根の軒の出の寸法，屋根材，外壁面の後退，外壁材などについてデザイン基準を定めている。

<区民誇りの木>

琵琶湖疏水沿い アカメヤナギ
深草墓園 ソメイヨシノ



アカメヤナギ



ソメイヨシノ

※ 区民誇りの木

平成11～12年度にかけて次世代に伝えていきたい地域の古木，名木などを各区民の皆様から推薦いただき，区民の代表者と専門家からなる委員会において審議を行い，872件の樹木を選定。所有者に対する義務や助成制度はない。

③ 具体的方策案

- ・ 参道の通り景観の創生（保全及び創出）につながる景観規制への見直し。

3 伏見稲荷大社の周辺 住宅街

【伏見稲荷大社エリア】

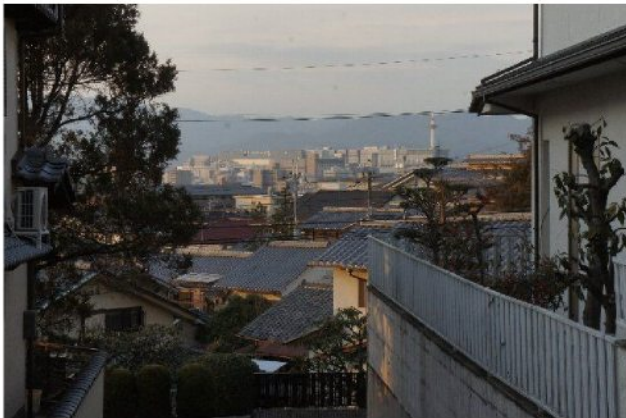
① 現状



写真⑬ 弓矢八幡宮
(風致地区)



写真⑭ 産場稲荷
(美観地区)



写真⑮ 稲荷山山裾の
住宅地からの眺望 (風致地区)



写真⑯ 伏見稲荷大社北側住宅地
(美観地区)



写真⑰ 伏見稲荷大社北側住宅地
(美観地区)



写真⑱ 伏見稲荷大社南側住宅地
(左側：風致地区、右側：建造物修景地区)

② 景観規制など適用制度の概要

- ・ 樹木・緑地，工作物に関する主な景観規制は以下のとおり。

＜風致地区＞ 東山風致地区 深草・稲荷特別修景地域

[樹木・緑地]

- ・ 敷地内の緑地の割合の下限を定め，山ろくから広がる緑豊かな住宅地を保全している。
- ・ 緑地の規模 第1種地域：40%，第3種地域：20%，第5種地域：20%
- ・ 木竹の伐採などをおこなう場合は，許可が必要となる。

[擁壁等工作物]

- ・ 擁壁の設置は，許可の対象行為となる。
- ・ 擁壁は，高さ，形態，材質に関する許可基準を設けている。

高さは5m以下，形態等：石積みを原則とする。

※形態が石積みとは，一定（3分から5分）の傾斜をもち，化粧型枠を利用したものやコンクリート擁壁の表面に自然石を貼り付けて仕上げ，見た目には石積擁壁のように見えるもの。

＜景観地区＞ 山ろく型美観地区

[樹木・緑地] 100㎡以上の敷地に対して緑化に関するデザイン基準を設けている。

[擁壁等工作物]

- ・ 1.5メートル以上の擁壁の設置は，認定申請が必要となる。
- ・ 形態のデザイン基準には，「規模及び形態が，歴史的な建造物及び公共施設の外観並びに周辺の町並みの景観と調和」等を定めている。
- ・ 色彩は「自然景観と調和する色彩」を基調とし，禁止色は用いないこと。



阪神高速8号京都線

(参考) 眺望景観創生条例
見下ろしの眺め「大文字山からの市街地」

- ・ 遠景デザイン保全区域：「建築物等の外壁，屋根等の色彩は，禁止色を用いないこと」の基準がある。

写真⑲ 稲荷山からの眺望

③ 具体的方策案

- ・ 山ろく型美観地区等において擁壁等の工作物に関する景観規制を充実する。
- ・ 眺望景観創生条例を活用し，稲荷山からの「見下ろしの眺め」の創生（保全及び創出）を図るため，遠景デザイン保全区域を指定する。